

入院案内



地方独立行政法人静岡県立病院機構

静岡県立こども病院

東2病棟

〒420-8660 静岡市葵区漆山 860

☎ (054) 247-6251

2026.8 改訂

静岡県立こども病院

理 念

**私たちは、すべての子どもと家族のために、
安心と信頼の医療を行います。**

基本方針

1. 子どもと家族の人種を尊重、保護します。

- ・患者と家族の人権、自己決定権を尊重します。
- ・個人情報、プライバシーの保護を徹底します。
- ・十分に理解できる説明と情報提供に心掛け、患者が納得できる医療を提供します。
- ・保育や教育の環境を整備し、子ども達が安心して過ごせる診療とケアに努めます。

2. 質の高い医療を展開し、地域に貢献します。

- ・高度先進医療を実践し、質の高い充実したチーム医療を展開します。
- ・医療機関、行政機関との密接な連携を推進し、地域医療支援病院の役割を果たします。
- ・情報発信やボランティア、研修者の受入を通じて、地域に開かれた病院にします。
- ・グローバルな視点に立ち、活発な国際交流を展開します。

3. 人材育成に努め、健全な職場環境を維持します。

- ・職員の研修、研究活動を奨励し、医療レベル向上の努力を継続します。
- ・人材育成を重視し、適切な教育投資を行います。
- ・職員は互いに尊重し助け合い、働きやすい職場づくりに努めます。
- ・良質な医療を継続するために、健全な運営と経営を行います。



子どもさんとご家族の権利について

- 子どもさんは、質の高い思いやりのある医療を受ける権利があります。
- 子どもさんとご家族は、医療について同意や拒否の権利があります。
- 子どもさんとご家族は、治療計画に参加する権利があります。
- 子どもさんとご家族は、病院での検査、診断、処置、治療、見通し等について理解しやすい言葉や方法で、十分な説明と情報を得る権利があります。
- 子どもさんとご家族は、診察行為の選択にあたって当院の医療について、他の医療者の意見を求める権利があります。
- 子どもさんとご家族は、自身の精神的、文化的、社会的、倫理的な問題について要望（聴いてもらう）する権利があります。
- 子どもさんとご家族は、医療提供者の名前を知る権利があります。
- 子どもさんとご家族のプライバシーは守られます。
- 診療記録の開示を求めることができます。

患者さん・ご家族へのお願い

- 1 患者さんの健康状態及び変化は、診療において非常に重要な情報ですので、速やかに正確にお伝えください。
- 2 検査や治療などについては十分に説明しますのでご理解のうえ、また、セカンドオピニオンなどを参考に、今後の治療方法を決定してください。
- 3 患者さんが他の患者さんや職員へ危害を及ぼすような場合は、家族の付き添いを願う場合や退院していただく場合もあります。患者さんすべてが快適な環境で受療できるよう、他の患者さんなどへの迷惑にならないようご協力ください。
- 4 お問い合わせやご意見があるときは、遠慮なく職員にお申し出ください。

目 次

入院決定から当日までの流れ、入院時の持ち物、面会	1
主治医との面談、入院中の1日のスケジュール、食事、電話	2
外泊・外出、リネンの取り扱い、訪問教育	3
プライバシーの保護、安全、各種相談	4
入院費の支払い方法、診療費以外のご負担、退院	5
その他(食堂・コンビニエンスストアなど)	6
当院における個人情報保護の基本方針.....	7－8
高額療養費の支給についてのご案内	9
別紙	10－11

入院決定から当日までの流れ

- 入院は緊急の場合を除き予約制になっています。また、入院日は主治医との相談で決定します。
- 感染症（水ぼうそう、はしか、おたふくかぜ、風疹などの伝染する病気）や、かぜ症状がある場合は、入院延期となることがあります。来院前に、こころの診療科外来にご相談ください。

入院当日

- 持ち物：診察券、マイナ保険証/資格確認書（こども医療受給者証、各種助成制度の受給者証を含む）、母子手帳、現在服用しているお薬およびお薬手帳、保護者の本人確認ができるもの（免許証、マイナ保険証/資格確認書など）

こころの診療科外来受付

- こころの診療科外来受付で、入院に関連する書類を提出してください。

診察前の準備

- 検温や身長・体重など測定します。

診 察

- 主治医が診察します。

入院手続き

- 入院受付で、入院の手続きをします。また、手続き時に保護者様のご本人確認をさせていただきます。

病棟への案内

- 東2病棟の看護師がお迎えに行きます。



入院時の持ち物について

- 持参していただくもの
詳細は、東2病棟で配布する別紙「しおり」をご参照ください。
- 持ち物には名前を書いてください。
- 現金やゲームソフトなどの貴重品は、鍵のかかる備え付けのロッカーの引き出しに入れて、ご自分で管理をお願いします。
- 紛失、破損などに対しては責任を負いかねますので、貴重品や大切なものは持ち込まないようにしてください。
- 子ども同士で、物をあげたりもらったり、金銭などの貸し借りはご遠慮ください。

面会について

- 面会時間は、午後0時から午後8時です。食事・おやつ・病棟レクリエーションの時間は、退席をお願いします。
- 面会は、面会室をご利用ください。なお、個室の方で、ご本人の希望がある場合は、お部屋での面会も可能となります。
- 面会の時は、防災センター（西館1階）で面会者名簿に記入し、バッジをつけて東2病棟へおいでいただき、病棟入り口にあるインターホンでお知らせください。（地震等の災害が発生した場合、ご家族の安全を確認する必要がありますので、必ず面会者名簿への記入をお願いします。）

- 面会は原則として、ご両親・祖父母とさせていただきます。
上記以外（親戚・友人・学校の先生等）は、主治医にご相談ください。
- 入院していない子どもさんが病棟に入ることにはできません。ご兄弟姉妹との面会は面会室でお願いします。ただし、感染予防及び他の入院患者への影響の関係で中学生以下の子どもさんの面会はできません。
- 面会の方は、病棟・病室内のトイレのご利用をご遠慮いただいております。トイレを済ませてから病棟へおいでください。（病棟外で利用できるトイレは、面会室の案内図でご確認ください。）
- 感染予防のため、病棟に入る際は、入り口で手洗い及びアルコールの手指消毒をしてからお入りください。感染症の流行状況によって、必要時マスクの着用をお願いします。
- かぜなどの感染症に罹患している方の面会をご遠慮ください。
- ご本人の病状などにより面会は主治医の許可が必要な場合があります。
- 花粉・細菌・虫の持ち込み防止のため、生花の持ち込みはできません。
- 病棟出入り口のドアについて
病棟出入り口のドアは安全管理のために午後6時30分から翌朝午前6時まで施錠されています。ご用の時は、病棟出入り口のインターホンをご利用ください。

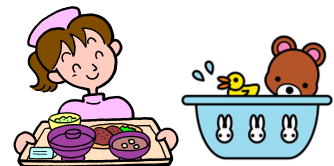
主治医との面談について

- 主治医と面談をご希望の方は、主治医に連絡して日程の調整をお願いします。

入院中の1日のスケジュール

- 詳細は、東2病棟で配布する別紙「しおり」をご参照ください。

食事について



- 当院では、管理栄養士により管理された食事を適時（夕食は午後6時以降）適温で提供しております。
- 食中毒予防のため、病院食やおやつは配膳後2時間以内にお召し上がりください。2時間以上経過したときは下膳させていただきます。
- 生もの（おにぎり、調理パン、お弁当、お総菜など賞味期限が2日間以内のもの）の持ち込みをご遠慮ください。
- 治療食以外の方は、選択メニューの日があります。ご希望のメニューをお選びください。
- 水道水は飲料水としていません。麦茶を準備してありますのでご利用ください。

電話について

- 主治医の許可により、携帯電話の使用が可能です。
- 入院の患者さんが使用できるように、デイルームに公衆電話があります。
- 病棟内の内線電話は業務用ですので、取り次ぎはできません。ご家族からご本人への電話があった場合は、ご本人から折り返し連絡するようにお伝えします。
- 病棟へのご家族からの問い合わせ等の電話は、午前9時から午後4時30分の間をお願いします。

- 携帯電話の使用は、病院内の指定場所（東2病棟出入り口のエレベーター付近のソファなど）でお願いします。

※ 医師及び看護師が携帯しているPHSは院内専用のものです。

外泊・外出について

- 外泊・外出は、事前に医師の許可が必要です。

《外泊中の注意》

- 外泊中は、風邪や他の病気に感染する恐れがあります。ご自宅でお過ごしください。
- もし外泊中に体調が悪くなった場合は、帰院前に病棟へご連絡ください。
- 外泊（外出含む）中の他の医療機関の受診は原則できません。受診を希望される場合は病棟スタッフへご相談ください。
- 外泊時には貴重品（高価なおもちゃなど）はお持ち帰りください。



- 日程を事前に看護師にお知らせください。外出・外泊先（住所・電話番号）、日程、食事の有無等を外出・外泊伝票に記載していただきます。
- 病棟から出る時刻・戻る時刻は、午後4時までをお願いします。予定より遅くなる場合は、病棟にご連絡ください。
- 外出・外泊から帰って来た際は、病棟入り口のインターホンでお知らせください。検温と体調の確認をさせていただきます。

リネンの取り扱いについて

- 病棟内に洗濯機・乾燥機があります。（使用料はいただいております。）
- 自分で洗濯ができない患者さんは、衣類等が不足しないように準備をお願いします。

訪問教育について

- 訪問教育の教室が院内にあります。
- 訪問教育を受けるためには、転校手続きが必要になります。主治医、にご相談ください。



プライバシーの保護について

- 安全管理のため、病室の入り口・ナースステーションに患者氏名を表示しています。安全な医療の提供のために、ご理解とご協力をお願いします。
- 患者氏名の表示をご希望されない方は、病棟スタッフにご相談ください。
- 保護者以外の方からの問い合わせは、個人情報保護の観点からお答えすることができません。あらかじめ、ご承知ください。

安全について

- 本人確認のため、服薬や処置の前などに、お名前を伺っております。ご協力をお願いします。
- 転倒・転落予防のため、バックバンドのないスリッパやサンダルのご使用はお控えください。また、ベッドから降りるときや歩行時など、不安な時は看護師を呼んでください。
- 火災・地震などの非常時
 - 非常時には、非常放送でお知らせします。病院職員の指示に従って行動してください。
 - 入院時に病室からの避難経路を看護師が説明いたします。避難経路と非常口の場所をご確認ください。
 - 火災発生時、廊下や階段入り口の防火戸・防火シャッターが自動閉鎖します。防火戸には避難用くぐり戸がありますので手で開けてください。
 - 停電の際は、室内・廊下・非常口・階段は非常照明装置が点灯します。
 - 災害発生時に、ネームバンドをお渡ししますので着用してください。
 - 災害発生時は、エレベーターは使用せず階段をお使いください。
 - 地震などの災害が発生した場合は、一時帰宅をお願いする場合があります。

各種相談のご案内

- 入院中でお困りのことや気になることなど、病棟スタッフ又は、こころの診療科長・病棟師長など、お話を伺いますので遠慮せずにご相談ください。
- 医療福祉相談
精神保健福祉士が、医療費の支払い、福祉制度についての相談をお受けします。
- 医療安全相談
医療安全管理室の職員が、医療安全に関する様々な事柄についての相談をお受けします。
…例えば、医療についての疑問や不安、危険と感じたこと等の相談
- 総合医療相談・・・総合医療相談室担当看護師
いろいろなご相談やご意見を伺い、患者様のお手伝いをする相談窓口
相談内容：医療費や社会福祉制度に関すること
訪問看護ステーション利用に関すること
入院治療に関すること
退院後の生活支援に関すること など
※電話相談（054-247-6251）も可能

入院費の支払い方法について

■ 翌月にまたがって入院が続く場合

月末締めで計算した請求書を翌月 11 日以降にご用意しますので、会計窓口でお受け取りください。なお、郵送をご希望される方は、会計窓口へお申し出ください。

お支払いは、納入期日までに会計窓口（平日 午前 9 時 30 分～午後 5 時）又はお近くの静岡銀行・清水銀行・スルガ銀行の各本支店窓口でお支払いください。なお、静岡銀行・清水銀行・スルガ銀行以外の最寄りの金融機関窓口、ATM（全ての金融機関）、インターネットバンキング等で振込を行った場合は、振込に係る手数料は振込者の負担となります。

■ 入院した月と同月に退院される場合、及び月の途中で退院される場合

退院当日の午前 10 時 30 分から会計窓口にご用意しますのでお支払いください。

入院費の精算時に「退院精算済証」をお渡ししますので、入院病棟でお示しください。

退院当日の支払いができない場合には会計窓口へご相談ください。

■ 土・日・祝日に退院された場合

退院時には会計ができませんので、後日外来のときに精算していただくことになります。ただし、2 週間以上来院の予定がない場合は、ご自宅へ請求書を送付させていただきますので、銀行等での支払いをお願いします。

■ マイナ保険証/資格確認書の提示

保険・住所・電話番号等の変更があった場合は、速やかに受付窓口までお知らせください。

入院中の場合は毎月 11 日以降に、退院の場合は退院時にマイナ保険証/資格確認書・こども医療費受給者証を必ず受付窓口にご提示ください。

診療費以外のご負担について

■ 食事負担 ※ 1 日の食事療養標準負担額の上限は、3 食までとなります。

対象分類		食事療養標準負担額（1 食当たり）
一般所得者		5 5 0 円
指定難病・小児慢性特定疾患児童等		3 3 0 円
低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	2 7 0 円
	過去 1 年間の入院期間が 90 日超	2 2 0 円
低所得者Ⅰ		1 3 0 円

■ 証明書・診断書等の文書料は、それぞれ自己負担となります。（詳しくは、東 2 病棟待合室など各所掲示板の「保険適用とならない料金について」をご確認ください）

退院について

■ 退院までに医師と看護師より、退院後の生活の注意点について説明します。

■ 退院当日に、入院費の精算（会計窓口）を済ませてください。窓口は午前 10 時 30 分より受け付けています。精算時に「退院精算済証」をお渡ししますので、その証明書を病棟の看護師にお示しください。

- 土・日・祝日に退院の場合は、後日精算となります。
- 退院時に診察券、外来予約券をお渡しします。
- 退院の際は、お忘れ物がないかご確認ください。

その他

■ 食堂・コンビニエンスストアについて

食 堂	・平成31年4月1日から休業中 ・飲食スペースとして利用できます
コンビニエンスストア	・営業時間 平日 7:30 ～ 20:00 土日祝日 9:00 ～ 18:00 ※ 自動販売機は24時間

■ 院内感染について

院内で感染症が発生した場合、感染拡大を防ぐために

- ① 隔離、状況により退院を勧める場合があります。
- ② ワクチン、抗生物質の投与を勧める場合があります。

患者さんの安全のための処置ですので、ご協力とご理解をお願いいたします。

- 当院では、患者さんやご家族の皆様から職員に対する謝礼やご贈答品類は一切いただかないことになっておりますのでご了承ください。また、見舞品等の仲介もいたしません。

■ 電話の問い合わせ

入院中の電話連絡は、東館2病棟までお願いします。

ご家族以外の方からの問い合わせについては、プライバシー保護のためお受けしません。

病院より緊急に連絡が必要な場合の連絡先を病棟にお知らせください。

当院における個人情報保護及びインフォームド・コンセントの基本方針

1 当院における個人情報の取り扱いについては、静岡県個人情報保護条例等に従い、次のようになっています。

- (1) 患者さんが当院を受診されたことに伴い、医療従事者が知り得た患者さんの様々な個人情報については、法令に基づく場合を除き、患者さん（親権者）の同意を得ずに、他のいかなる者に対しても提供することはありません。
- (2) 患者さんの病状により、種々の検査などを行うことがあります。この場合、検査項目によっては、検査検体を院外に依頼することがありますが、検体を匿名化あるいは番号化しますので、個人のプライバシーは保護されます。
また、患者さん（親権者）の同意を得て提供された検体を医学研究のために利用する場合でも、検体を匿名化あるいは番号化し、個人のプライバシーを守ります。
- (3) 当院は紹介予約制により他医療機関から患者さんを受け入れ、紹介元病院へ患者さんをお返しするシステムを取っておりますが、この個人情報の取り扱いについても安全管理を徹底します。
- (4) 当院は、個人情報へのアクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏えい防止のために安全対策・安全管理に努めます。
- (5) 当院は、外部委託業者に関しても個人情報が適切に取り扱われるように、当該委託業者との間で委託契約を交わします。

2 当院における個人情報の利用目的は、以下のとおりです。

当院では、患者さんの個人情報については、下記の目的に利用し、それ以外の目的に利用する場合は、利用目的をあらかじめお知らせし、ご了承を得ることといたします。

(1) 院内での目的

- ア 患者さんに提供する医療サービス
- イ 医療保険事務
- ウ 入退院等の病棟管理
- エ 会計・経理
- オ 医療事故の報告
- カ 患者さんの医療サービスの向上
- キ 院内医療実習への協力
- ク 入院の質の向上を目的とした院内症例研究
- ケ 医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- コ その他、患者さんに係る管理運営業務

(2) 院外への情報提供としての利用

- ア 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- イ 他の医療機関等からの照会への回答
- ウ 患者さんの診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- エ 検体検査業務等の委託
- オ ご家族等への症状説明
- カ 保険事務の委託
- キ 審査支払機関への診療報酬請求の提出
- ク 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ケ 事業者等からの委託を受けて健康診断を行なった場合における、事業者等へのその結果の通知
- コ 医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- サ 外部監査機関への情報提供
- シ その他、患者さんへの医療保険事務に関する利用

※前記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当窓口までお申し出ください。この申し出は、あとから何時でも撤回、変更をすることができます。

※お申し出がないものについては、同意していただけるものとして取り扱わせていただきます。

3 個人情報の開示については、次のとおりです。

当院では、患者さん（親権者）から当該本人の診療録等の開示請求があった場合は、「静岡県立こども病院における診療録等開示実施要領」に基づき開示いたします。

個人情報に関するお問合せは、以下の窓口をご利用ください。

・ 地域医療連携室 （8 時 30 分から 17 時まで） 内線電話番号 2478

☆高額療養費の支給についてのご案内☆

健康保険の高額療養費は、本人（被保険者）やご家族（被扶養者）が、同じ月内に同じ医療機関で支払った1ヵ月分の自己負担額の合計が、下表の※の額を超えたとき、下表の計算式で計算した自己負担限度額を超えた額が申請により後日支給されます。

70歳未満の方の負担限度額

区分	自己負担限度額	年4回目以降
ア：標準報酬月額 83万円以上	270,300円※＋（総医療費－901,000円）×1%	140,100円※
イ：標準報酬月額 53万～79万円	179,100円※＋（総医療費－597,000円）×1%	93,000円※
ウ：標準報酬月額 28万～50万円	85,800円※＋（総医療費－286,000円）×1%	44,400円※
エ：標準報酬月額 26万円以下	61,500円※	44,400円※
オ：住民税非課税	36,900円※	24,600円※

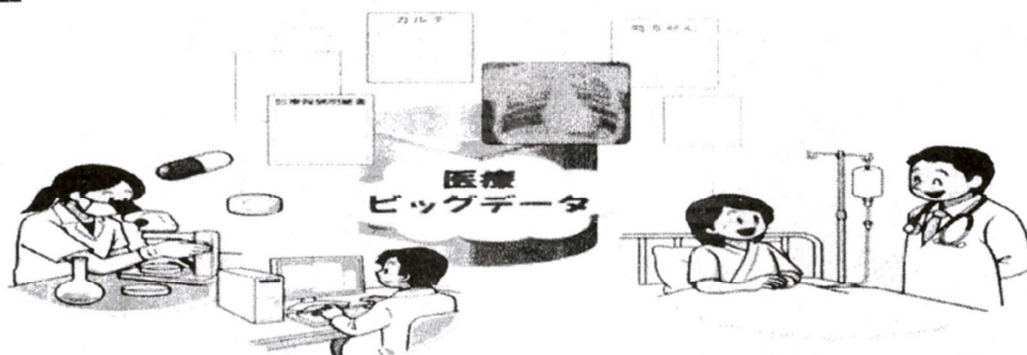
☆計算上の注意点☆

- ① 自己負担額は、医療機関ごとに計算します。同じ医療機関であっても、医科入院、医科外来、歯科入院、歯科外来にわけて計算します。また、医療機関から交付された処方せんにより調剤薬局で調剤を受けた場合は、薬局で支払った自己負担額を、処方せんを交付した医療機関に含めて計算します。
 - ② 70歳未満の方は、受診者別に①の条件によりそれぞれ算出された自己負担額（1ヵ月）が21,000円以上のものを合算することができます。
 - ③ 同一世帯で二人以上医療機関にかかった場合は合算できる場合があります。
- ※合算しても自己負担限度額を超えない場合は、高額療養費の対象にはなりません。なお、詳しい内容については、マイナ保険証/資格確認書発行元の市町村の国民健康保険課、全国健康保険協会（協会けんぽ）、健康保険組合等へお問い合わせください。

静岡県立こども病院
医事係



次世代の医療を皆さまの医療情報で創ります



(出典：内閣府ホームページより)

- 当院では、治療法や薬に関する研究などに役立て、皆さまがよりよい医療を将来受けられるようにするため、患者ご本人が特定されないように加工した上で、患者さまの過去の医療情報を含め国が認定した事業者提供致します。
- 認定事業者への医療情報の提供・管理は、国が定めた厳格な安全管理基準をクリアした方法で行われます。
- 認定事業者への医療情報の提供を望まない方は、お申し出下さい。
(提供を拒否しても皆さまに不利益は全くありません。)

医療情報の提供先

次世代医療基盤法に基づき、国から認定を受けた事業者提供致します。

*なお、当該事業者はみなさまの医療情報が次世代医療基盤法（認定事業）を超えてみだりに活用することはございません（法律で固く禁止されております）。

医療情報の提供内容、提供方法

当院での診察・検査・治療の内容や結果等に関する情報（過去の履歴を含む。）を国が認定した安全なネットワークで認定事業者提供致します。

✓ 薬の処方、検査結果、治療の記録、副作用などが記載された電子カルテ等の電子情報

医療情報の提供を望まない方へ

- 医療情報の提供を望まない方は、いつでも提供の停止を求められます。
16歳未満のお子さんやご自分で判断することが難しい方は代理人の方（保護者の方を含みます）、または患者さまのご遺族もこの手続きを行うことができます。
実際に認定事業者が皆さまの情報を活用するのは、本通知のお渡し後およそ30日経過後となります。
 - 下記の方法で提供の停止を求められます。
 - ①＜窓口で申請される場合＞ 入院・外来窓口で「認定事業者への医療情報の提供を停止したい」旨をお伝えいただき、窓口にて配布します申請書をご記入ください。
 - ②＜電話で申請される場合＞ 受付時間内におかけいただき、「認定事業者への医療情報の提供を停止したい」旨をお申し出ください。
- 054-247-6251 平日午前10時～午後4時
- 本人確認のために診察券または運転免許証等の提示を求められます。予めご準備ください。また、代理人の方は窓口にて委任状を配布いたします。
 - 停止の求めを申請いただいた際は申請月以降の情報について提供を停止いたします。申請いただくより前の既に活用されている過去情報につきましては、可能な限り遅滞なく削除いたしますが、ご要望に沿えない場合がございます。予めご了承ください。

次世代医療基盤法および認定事業者に関する情報はこちらをご覧ください。
(仕組みに関する国のホームページ)

<https://www8.cao.go.jp/iryuu/index.html>



患者御家族へのお願い

～「働き方改革」への協力をお願い～

当院では、医療スタッフの働く環境の改善のため、労働時間の縮減を進めております。

医療スタッフとの面談時間を
原則、平日の午前9時から午後4時 30 分まで
とさせていただきます。

皆様にはご不便をお掛けしますが、スタッフ一同、良質な医療の提供に努めてまいりますので、御理解と御協力のほどお願いいたします。



患者様の症状や経緯（退院時の説明や服薬の相談など）について、説明をお聞きになりたい場合は、まずは病棟看護師にご相談ください。面談の日時等を調整してご連絡いたします。

静岡県立こども病院
院長 坂本 喜三郎